

小田原市監査委員公表第17号

令和5年5月25日付け監査第64号の監査結果に基づき市長が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、当該措置の内容を次のとおり公表する。

令和5年10月12日

小田原市監査委員 数馬 勝
小田原市監査委員 近藤 正道
小田原市監査委員 鈴木 敦子

番号	指摘等の内容	措置状況
1	<p>委託契約において、市は、小田原市個人情報保護条例（令和5年4月1日以後は、「個人情報の保護に関する法律」）及び個人情報取扱事務委託要領に従い、個人情報を保護するために約定すべきことを契約書に明記しなければならない。</p> <p>しかしながら、市が受託者に個人情報を引き渡す被保護者健康管理支援事業業務委託契約において、個人情報の引渡し及び返還並びに引き渡す個人情報に係る文書又はデータの名称（以下「文書名称等」という。）を契約書に明記していなかったほか、地域包括支援センター運営業務委託契約においても、文書名称等を契約書に明記していなかった。</p>	<p>令和5年4月1日に締結した被保護者健康管理支援事業業務委託契約において、個人情報の引渡し及び返還並びに引き渡す個人情報に係る文書又はデータの名称を契約書に明記した。（生活援護課）</p> <p>令和5年度の業務委託契約書より、契約書約款に「市が指定する区域内の高齢者に関する介護保険被保険者情報を受注者に引き渡す」旨を追記し、市は、受託者が担当する区域（日常生活圏域）内の被保険者情報を引き渡す旨を明示した。（高齢介護課）</p> <p>受託者において個人情報を取り扱うことが予定されている委託業務が、今</p>

	<p>また、個人情報を引き渡すものではないが、受託者において個人情報を取り扱うことが予定されている職員住宅解体撤去工事に伴う環境影響調査業務委託（家屋等事後調査）においては、個人情報管理体制の届出について契約書に明記していなかった。</p> <p>個人情報を取り扱う業務を委託する場合は、個人情報の適正な取扱いを確保するための措置を講ずる必要がある。（生活援護課、高齢介護課、職員課）</p>	<p>後発生した場合は、同様の指摘を受けることのないよう受託者に個人情報の適切な管理体制を届け出させる規定を契約書に明記することを徹底する。</p> <p>（職員課）</p>
2	<p>国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の滞納繰越について、令和4年3月31日時点の収入未済額（国民健康保険料183,291,870円、後期高齢者医療保険料11,938,075円）を令和4年4月1日に繰越調定しておらず、令和4年5月31日時点の収入未済額（国民健康保険料225,682,710円、後期高齢者医療保険料11,887,865円）を、令和4年4月1日付けで繰越調定していた。</p> <p>また、介護保険料の滞納繰越について、令和4年3月31日時点の収入未済額（30,101,366円）を令和4年4月1日に正しく繰越調定していたにもかかわらず、その後、全額減額調定した上で、令和4年5月31</p>	<p>令和5年4月1日以降の事務処理については、令和5年3月31日時点における滞納繰越分（令和3年度以前）の収入未済額について、同年4月1日に繰越調定を行った。</p> <p>また、同年5月31日時点における現年度（令和4年度）の収入未済額について、同年6月1日に繰越調定を行った。（保険課）</p> <p>令和5年4月1日以降の事務処理については、令和5年4月1日に滞納繰越調定後、5月31日までの期間において、増額又は減額の都度、調定の変更を行った。（高齢介護課）</p>

	<p>日時点の収入未済額（30,195,996円）を、令和4年4月1日付けで繰越調定していた。</p> <p>過年度の未収金が繰越しされた年度の3月31日までに収入できなかった場合は、翌年度の4月1日に繰越調定し、その後、額を変更する場合は、必要な増額又は減額の調定を行わなければならない。（保険課、高齢介護課）</p>	
3	<p>小田原市財務規則第54条において、出納員は、収納の日の翌日までに指定金融機関等に払い込まなければならないとし、事業所の出納員にあっては、収納金を収納した日から5日以内に指定金融機関等に払い込むこととされている。しかしながら、消防手数料について、当該事業所の出納員は収納金を収納した日から5日を超えて指定金融機関等に払い込んでいた（8件、総額323,400円）。</p> <p>出納員は規則に指定する日までに収納金を払い込まなければならない。（消防総務課）</p>	<p>今後は、金庫の中の収納金（消防手数料）の状況を、毎朝、出納員及び担当者間で確認し、本庁へ出向する都度、指定金融機関等へ払い込むことを原則とする。本庁への出向がない場合でも、週2回は指定金融機関等への払込みを実施することとし、出先機関として収納した日から5日以内を厳守するとともに、小田原市財務規則に基づき、適正かつ確実な処理をする。</p>
4	<p>国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の出納員収納金の一部（国民健康保険料4日分計164,100円、後期高齢者医療保険料1日分9,690</p>	<p>毎月末、当該出納員以外の職員が、各日の収納日計書の数字が、収入金計算簿に記載されているか確認作業を行っていくこととした。</p>

	<p>円) について、小田原市財務規則第134条に規定する収入金計算簿に記載していなかった。</p> <p>収入金計算簿は出納員が現金を取り扱ったことの記録となるものであり、記載は確実に行う必要がある。</p> <p>(保険課)</p>	
5	<p>足柄消防署仮眠室個室化工事について、見積日が近接し、かつ、工期が重複した2件の少額随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に規定する随意契約をいう。）により、同一業者に発注していた（①1,289,200円、②909,700円）。</p> <p>松田分署仮眠室個室化工事についても、見積日が近接し、かつ、工期が重複した2件の少額随意契約により、同一業者に発注していた（①999,900円、②699,600円）。</p> <p>また、物件供給（抗原迅速テスト）についても、少額随意契約により、同一物件を短期間に同一業者に発注していた（4件、総額1,056,000円）。</p> <p>いずれの事例も分割発注が疑われる内容であり、小田原市契約規則の規定に基づき適正に執行する必要がある。（消防総務課）</p>	<p>今後は、市民の方々はもとより、誰の目から見ても、分割発注等の疑問を抱かれる様なことのないよう、所管課で工事内容、工事期間等を熟考し、公正性及び公平性を保持した業者選定を行い、小田原市契約規則の規定に基づき、適正かつ確実な契約事務を遂行していく。</p>

<p>6</p>	<p>足柄消防署仮眠室個室化工事及び松田分署仮眠室個室化工事に係る随意契約において、同一業者が受注した4回の契約の見積り合わせの相手が、他に履行可能な業者がいるにもかかわらず全て同じ業者であった。</p> <p>同一の受注業者の見積り合わせの相手として、高い見積書を提出している業者の指名を続けることは、他にも業者がいる中で見積り合わせの公正性及び公平性を損なうことから、業者の指名は、見積額の実績に応じて行うなどの対応が求められる。（消防総務課）</p>	<p>今後は、一定の業者に偏ることなく、工事成績及び地理的条件等を加味し総合的に勘案し、公正性及び公平性を保持した業者指名を実施し、小田原市契約規則に基づき、適正かつ確実な契約事務を遂行していく。</p>
<p>7</p>	<p>小田原市契約規則第3条は、契約を締結するに当たり、契約相手の信用状態を的確に把握することとしている。しかしながら、市は、小田原市ブース出展・管理等業務委託契約、子育て世代向けPR業務委託契約及び産学官連携プロジェクト研究業務委託契約（いずれも入札参加資格の登録をしていない事業者との随意契約）の締結に際し、契約相手の信用状態を把握していなかった。なお、現時点において、契約締結後ではあるが、市は契約相手の信用状態に問題がないことを確認している。</p> <p>契約を締結する際は、締結前に契</p>	<p>契約締結の際は、契約相手の信用状態の把握に努める。令和5年度に契約を締結する事業者については、全件確認をしている。（企画政策課）</p> <p>入札参加資格のない事業者との随意契約の際は、契約検査課の定める手順に従い信用状態の確認を行う。（未来創造・若者課）</p>

	<p>約相手の信用状態の把握に努めなければならない。特に、入札参加資格の登録をしていない事業者と契約できる随意契約においては、十分に注意を払うことが必要である。（企画政策課、未来創造・若者課）</p>	
8	<p>小田原市契約規則第7条及び第22条の3において、予定価格は総額で定めることとされているが、ふるさと応援寄附金事業管理運営業務委託契約において、落札予定価格を消費税及び地方消費税を含まない金額（寄附金額に対して4.0%）で記載していた。</p> <p>落札予定価格は、消費税及び地方消費税を含む額としなければならない。（企画政策課）</p>	<p>適正な事務を行うように努める。令和5年度も同様の契約を締結しており、その際の記載内容については適正なものとなっている。</p>
9	<p>救急救命士の再教育研修委託契約において、決裁文書には総額（1,920,000円）を記載しているが、落札予定価格及び見積書には単価（80,000円）を記載しており、単価（80,000円）をもって見積金額を決定していた。さらに、契約は総額（1,920,000円）で締結していた。</p> <p>また、救急救命士就業前病院実習委託契約において、決裁文書及び落札予定価格には単価（240,000円）</p>	<p>今後は、適切な見積手続き等を行い、一連の契約に関して、総額や単価が混在し、矛盾が生じることのない様、小田原市契約規則に基づき、適切かつ確実な契約事務を遂行していく。</p> <p>なお、救急救命士再教育研修委託契約については、単価にて再契約した。</p>

	<p>を記載しており、見積書には総額（960,000 円）を記載していたが、単価（240,000 円）をもって見積金額を決定し、単価契約を締結していた。</p> <p>契約金額は、適切な見積手続に沿って定めなければならない。（消防総務課）</p>	
10	<p>新型コロナワクチン集団接種会場使用料（契約金額 1,708,300 円）について、当該契約の執行は部長の専決事項であるところを課長の決裁により執行していた。</p> <p>小田原市事務決裁規程の専決の区分に基づき適正に執行する必要がある。（健康づくり課）</p>	<p>決裁区分を課長までとしていた様式を部長までとする様式に変更するとともに、執行前に執行額に対する決裁区分の確認を行い、誤った決裁による執行とならないよう、担当者と支払事務担当者とでダブルチェックを行うよう措置した。</p>
11	<p>集中備蓄庫等整理等業務委託（契約金額 1,155,000 円）の契約書について、発注者と受注者双方が遵守すべき事項が記載されていなかった。</p> <p>契約の締結に当たっては、必要事項を記載した契約書を作成しなければならない。（防災対策課）</p>	<p>令和 5 年度も同様の委託を行うため、指摘事項を踏まえて、契約書を作成した。</p>
12	<p>発信者位置情報通知 IP-VPN 回線の光回線改修作業業務委託（契約金額 1,435,500 円）の契約書仕様書において、事業者に対し、工程表、試験成績書及び作業報告書を提出させることと定めている。しかしながら、市</p>	<p>今後は、事業者に対して、契約書仕様書で定めた書類による履行状況等の確認を実施し、小田原市契約規則に基づき、適正かつ確実な契約事務を遂行していく。</p>

	<p>は、これらの書類の提出を受けず、簡易な書面をもって履行を確認し、事業者に委託料を支払っていた。</p> <p>履行状況を的確に確認した上で、委託料を支払わなくてはならない。</p> <p>(消防総務課)</p>	
13	<p>備品登録から年数が浅く、持ち運びが容易な備品の管理について重点的に監査したところ、既に廃棄したにもかかわらず、備品台帳に記録されていない事例が見受けられた(防災対策課:携帯電話 37,620円×6台)。また、ソフトウェアについて、使用権を証明するものがなくなっていたが備品台帳に記録されていない例もあった(障がい福祉課:一式 88,000円)。</p> <p>備品台帳の記録が実態と乖離していることは、備品が適正に管理されず、横領等を引き起こす一つの要因になりうるため、備品の異動の情報は遅滞なく備品台帳に登載する必要がある。</p>	<p>備品台帳の備品異動登録において、「廃棄」の処理を行った。(防災対策課)</p> <p>本ソフトウェアについては紛失として報告済みであるが、製造元に対し、ソフトウェアの再発行(ダウンロード)等が可能か確認したところ、本課によるユーザー登録もされておらず、シリアル番号も紛失していることから対応不可とのこと。そのため、本ソフトウェアの使用権を証明できない状態となっており、当該ソフトウェアを使用するの事務も行っていないことから、備品台帳においては、廃棄したものとして記録する。(障がい福祉課)</p>
14	<p>市職員が事務局を担う団体が保有する現金については、現金出納簿を常備し、現金出納簿と預金通帳とを照合することなどにより、適正に管理することとされている。</p> <p>しかしながら、小田原市生涯現役</p>	<p>収入、支出及び現金残高を記録できる現金出納簿を作成し、正確な入力に努めるとともに、定期的な預金通帳残高との照合を行うことで記録の誤謬を防ぐ。</p> <p>照合については出納簿の現金保有高</p>

<p>推進協議会では、団体の予算執行を管理する帳簿は作成していたが、当該帳簿には収入を記載する欄がないため、現金の受入額が帳簿では分からず、また、予算執行残額は記録されているが、現金の保有高も帳簿では分からなかった（予算執行残額は、預金通帳の残高とは一致しておらず、その差額は収入額の方であった）。</p> <p>現金出納簿と予算執行を管理する帳簿とでは記載する内容が異なっており、団体の現金を適正に管理するためには、現金の受入額、払出額及び保有高を受払いの都度記録する現金出納簿が欠かせない。当協議会は一つの預金口座で現金を管理し、現金の受入れ、払出しも預金通帳の記録で分かるが、当該口座以外に預金や手持現金が存在しないことを目に見えるようにするのも団体の現金出納簿の役割であり、その意味でも現金出納簿は重要である。</p> <p>また、おだわらSDGs実行委員会では、現金出納簿は作成され、預金通帳と照合した記録はあったが、現金出納簿の現金保有高の記載に誤りがあった。</p> <p>団体の現金を適正に管理するためには、現金出納簿を備え付け、受払</p>	<p>と預金通帳残高に差異がないことを担当者と担当課長の両名で確認し、確認結果を記録する。</p>
---	---

	<p>額及び保有高を正確に記録した上で、預金通帳等との照合を確実に行う必要がある。（未来創造・若者課）</p>	
15	<p>移住定住促進事業は、移住地としての認知度の向上を通じて本市への移住促進を図ることを目的としている。</p> <p>相談件数を効果測定の指標としており、移住地としての本市の認知度の向上を測る指標としては適切と考えられる。</p> <p>相談件数は、目標値を大きく上回っており、また、所管課としては、毎年度、前年度比増を目指しているとのことであった。移住地としての本市の認知度の向上について、所管課の評価は妥当であり、事業は効果を上げていると思われる。</p> <p>しかしながら、本市への移住促進について指標を設定していないため、評価をしていない。所管課としては、社会増を指標とすることを検討しているが、社会増の要因は様々であるため、当事業が社会増にどの程度寄与したかを判断するのが難しいとのことであった。社会増のほか、当事業に基づく移住者数など指標は複数あってよいと思われるの</p>	<p>市の支援制度を利用した後に移住した方（報告のあった方）の人数を新たな指標として追加することを検討する。市の支援制度を利用しない方も多かったり、外的要因の影響が大きかったりすることから、社会増減数や転入者数ではなく、市の支援制度を利用した移住者数が適当であると考えられる。なお、社会増減数や転入者数も、参考となる指標として、今後も把握していく。</p>

	<p>で、本市への移住促進について、当事業の効果が見える指標を設定する工夫が必要と考える。</p> <p>当事業は複数の委託事業を展開しているが、個々の事業について、きめ細かく検証・改善がされていることは高く評価できる。引き続き検証・改善に取り組むことを期待する。特に、相談を受けたが移住には至らなかったケースについて検証を深めることが望まれる。（企画政策課）</p>	
16	<p>キャッシュレス決済においては、現金としての収入がないが、消防手数料のキャッシュレス決済9月分57,400円について、当該手数料を取り扱う所管課（消防総務課・予防課）では、収入金計算簿の10月31日の欄に記載していた。</p> <p>所管課によれば、キャッシュレス決済に係る収入についての取扱いが分からず、何らかの形で記録しようとしたとのことであり、収入の記録を残そうとしたこと自体は責められるべきではないが、収入金計算簿に現金によらない収入を記載してしまうと、現金の受払いの動き及び保有高を記録する帳簿の意義が損なわれることとなる。</p>	<p>令和5年3月20日に「キャッシュレス決済財務会計マニュアル」を改訂し、サービス利用所管に情報共有を図るとともに、グループウェアのキャビネットに掲載した。</p> <p>改訂内容は「8. 確認について」の項目を追加し、管理監督者（副課長・係長）が確認するようにルールを定めるとともに、キャッシュレス決済用の収納金管理簿の参考様式を定めた。</p>

<p>この事例は、キャッシュレス決済に係る収入を記録するルールが定められていないことに起因すると思われる。</p> <p>所管課がデジタルイノベーション課に報告した9月分のキャッシュレス決済支払集計表の金額は、同月分の消防手数料の申請書（キャッシュレス決済に係る分）の合計金額及び指定納付受託者からデジタルイノベーション課に報告された金額と一致していた。</p> <p>しかし、所管課の上記支払集計表の決裁文書には、証憑となるべき日計レポートの添付はなく、上記申請書と対応していない売上票が添付されていた。日計レポートについては、廃棄したとのことで保管されていなかった。</p> <p>この事例は、所管課の事務が不適切なことだけでなく、日単位・月単位で確認すべき証憑、データ等について、及び当該証憑等の保管についてのルールが定められていないことに起因すると思われる。</p> <p>これらは、キャッシュレス決済に係るルールの整備及び当該ルールについて所管課への周知が不足していることに起因するものであり、主管課であるデジタルイノベーション課</p>	
--	--

	<p>はルールや手順を定め、それに基づき手数料等を取り扱う課は的確に事務を行う必要がある。(デジタルイノベーション課)</p>	
--	---	--

小田原市監査委員公表第18号

令和5年5月25日付け監査第64号の監査結果に基づき市議会議長が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、当該措置の内容を次のとおり公表する。

令和5年10月12日

小田原市監査委員 数 馬 勝
小田原市監査委員 近 藤 正 道
小田原市監査委員 鈴 木 敦 子

番号	指摘等の内容	措置状況
1	<p>備品登録から年数が浅く、持ち運びが容易な備品の管理について重点的に監査したところ、既に廃棄したにもかかわらず、備品台帳に記録されていない事例が見受けられた（ビデオスイッチャー124, 200円×1台）。</p> <p>備品台帳の記録が実態と乖離していることは、備品が適正に管理されず、横領等を引き起こす一つの要因になりうるため、備品の異動の情報は遅滞なく備品台帳に登載する必要がある。（議会総務課）</p>	<p>備品台帳に「不用品組替・廃棄」をした旨を記録し、実態に合わせた整理を行った。</p>

小田原市監査委員公表第19号

令和5年5月25日付け監査第64号の監査結果に基づき教育長が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、当該措置の内容を次のとおり公表する。

令和5年10月12日

小田原市監査委員 数馬 勝

小田原市監査委員 近藤 正道

小田原市監査委員 鈴木 敦子

番号	指摘等の内容	措置状況
1	<p>備品登録から年数が浅く、持ち運びが容易な備品の管理について重点的に監査したところ、既に廃棄したにもかかわらず、備品台帳に記録されていない事例が見受けられた（小学校：プロジェクター190,944円×1台）。</p> <p>備品台帳の記録が実態と乖離していることは、備品が適正に管理されず、横領等を引き起こす一つの要因になりうるため、備品の異動の情報は遅滞なく備品台帳に登載する必要がある。（教育総務課）</p>	<p>指摘を踏まえて、備品台帳管理に関する実務に携わる学校事務職員に、遅滞なく備品登録をするよう注意・指示を行った。</p> <p>今後も引き続き、学校側と連携を密にしながら、学校事務職員研究会等の場などを活用し、適宜注意喚起を行っていく。</p>
2	<p>放課後児童健全育成事業は、保護者が日中不在である小学生に対し、小学校の余裕教室等を利用して適切な生活や遊びの場を提供し、健全な</p>	<p>放課後児童クラブごとの定員は教室の面積に応じて決まるため、待機児童を出さないために量的ニーズは学区ごとに把握する必要がある、引き続き学</p>

育成を図ることを目的としている。

入所児童数及び待機児童数を効果測定の際の指標とし、所管課によれば入所児童数が入所ニーズ（以下、「量的ニーズ」という。）を表し、待機児童数は量的ニーズへの対応結果を表すとしている。待機児童数は、事業目的である量的ニーズの充足の達成度合いを測定する指標として適当であり、その目標値が0人であることも適当である。平成30年度以降待機児童数の実績が0人であることからすると、量的ニーズへの対応については一定の水準で達成できていると考えられる。

しかしながら、量的ニーズの捉え方については、「市全体」で「入所した児童」が何人いたかを指標とする一方で、評価する際には、例えば「11校」で「入所を希望する児童」の増加に対応ができた、とするなど、指標として設定していない「学区ごと」の「入所希望児童数」によって量的ニーズを捉えたりしている。これでは量的ニーズの指標を設け、待機児童数を量的ニーズの状況と関連させて効果を測定しようとする意図が十分に生かされていないと思われる。

児童は他の学区のクラブに入所で

区を単位に量的ニーズを把握している。また、質的ニーズの充足の重要性から総合計画で「放課後児童クラブを楽しいと感じている児童の割合」を指標として設定し、満足度の向上を意識しながら事業実施に取り組んでいるところである。

指摘を踏まえ、今後も待機児童を出さないこと、そして満足度を高めることを十分に意識しながら、放課後児童クラブの事業実施に取り組んでいく。

きないという当事業の性格上、学区ごとの入所希望児童数の要素を加味した指標によってニーズを捉える必要があると考える。こうした指標を設けて量的ニーズの状況をよく見えるようにすることで、委託の効果や課題などについても見えてくるのではないかと考える。

なお、総合計画においては質的ニーズの充足を測る「放課後児童クラブを楽しんでいる児童の割合」を目標値に設定している。これも指標に追加し、事業の改善に生かしていくことが必要と考える。（教育総務課）

小田原市監査委員公表第20号

令和5年5月25日付け監査第64号の監査結果に基づき病院事業管理者が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、当該措置の内容を次のとおり公表する。

令和5年10月12日

小田原市監査委員 数馬 勝
小田原市監査委員 近藤 正道
小田原市監査委員 鈴木 敦子

番号	指摘等の内容	措置状況
1	<p>委託契約において、市は、小田原市個人情報保護条例（令和5年4月1日以後は、「個人情報の保護に関する法律」）及び個人情報取扱事務委託要領に従い、個人情報を保護するために約定すべきことを契約書に明記しなければならない。</p> <p>しかしながら、市が受託者に個人情報を引き渡す医療事務業務委託契約において、個人情報の引渡し及び返還並びに引き渡す個人情報に係る文書又はデータの名称を契約書に明記していなかった。</p> <p>個人情報を取り扱う業務を委託する場合は、個人情報の適正な取扱いを確保するための措置を講ずる必要がある。（医事課）</p>	<p>令和5年9月7日付けで、小田原市立病院医療事務業務委託変更契約を締結し、個人情報取扱事務要領に準じて文書名称等を契約書に明記するほか、電子カルテシステムに記録されている個人情報を持ち出し、利用しない旨の規定を加えるとともに、利用者番号の引渡し及び返還に関する規定を契約書に明記した。</p>